

「琵琶湖森林づくり条例改正」に対する意見と対応案

資料1-1

番号	該当箇所	修正案・意見等	対応案
1 森林審議会	第10条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北部地域ではツキノワグマの林業被害が多く、考慮すべき。</li> <li>・立木の被害対策として、テープ巻きに使われる石油製品のPPテープは、マイクロプラスチックが問題となっていることから、有機分解するものに替える必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ツキノワグマは第10条第5項に規定する鳥獣に含まれると考えられるため、具体的な施策として、基本計画に位置付けることを検討します。</li> <li>・林業用資材として使われるプラスチック製品は生分解性のものが望ましいことから、基本計画等での記述について検討します。</li> </ul>
2 森林審議会	第17条 第18条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県内での県産材の需要は伸びてない。県内での流通が増えれば地域の活性化にもつながり、林業も継続していけるので、県内での需要促進について、示すべき。</li> <li>・林業・木材産業に関わる建築や木材業界、設計士など、各方面で経済活動を行う団体や個人を含めて、検討会を行うなど具体的な取組が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御指摘の内容を踏まえ、条文について検討します。(答申骨子案3(4) P4)</li> </ul>
3 森林審議会	第15条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「広域的」という用語が非常に広い意味をもつ。もう少し狭い範囲の地域の対応もあるので、「流域」と「広域」の関係性が見えるように整理すべき。</li> <li>・この中での役割として、市町などの主体を位置づけるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御指摘の内容を踏まえ、条文について検討します。(答申骨子案3(5) P5)</li> </ul>

「琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)」骨子案に対する意見と対応案

資料1-2

番号	該当箇所	修正案・意見等	対応案
1	森林審議会 骨子案 4(3)(4) 方針1 P2,P3	<p>・「災害に強い森林づくり」の表現が一元的過ぎるのではないか。 森林は適正に管理されていたとしても、一定規模以上の雨や風により災害が起こりうる。下から崩れてしまうこともある。最終ゴールとしてよい森林をつくっていけば災害を防ぐことができる、というものではない。 災害防止という一つの機能だけではなく、生物多様性など、様々な機能をもつ森林が、全体としてよい、というのが「森林の多面的機能」の考え方である。SDGsでいう持続可能な森林経営もこのような考え方に沿ったものである。 <u>「多面的機能の発揮」のような包括的な概念を残すほうがよい。</u></p>	<p>・御指摘を踏まえ、次のとおり修正します。 (修正前) ・森林づくり ～県民の安心・安全な暮らしに貢献する森林づくり～  (修正後) ・森林づくり ～多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり～</p>
2	森林審議会 骨子案 4(3)(4) 方針1	<p>・「安心・安全」という表現が前面にでてしまうと、<u>防災や減災という一面的な方向に受け取られてしまう。表現を検討すべき。</u></p>	
3	森林審議会 骨子案 4(4) 方針2 P5,P9	<p>・ボランティア団体等への継続的な支援は必要である。</p>	<p>・方針2の内容にボランティア団体等への継続的な支援について記載します。</p>
4	森林審議会 骨子案 4(4) 方針1 P3	<p>・災害が増えているのは、終戦後たくさん植林を行ってきた結果ではないか。スギ・ヒノキの山では、今のように獣害にあう状態が起きれば、<u>山崩れが起きる。針広混交林を増やして</u>べき。</p>	<p>・現骨子案のとおり、公益的機能を重視し、針広混交林化や複層林等への誘導について記載します。</p>
5	森林審議会 骨子案 4(4) 方針2, 4 5	<p>・4つの基本方針の中で、「人づくり」と「地域づくり」が示されているが、中身が重複しており、一緒に取り組んだ方がよいと思われる内容が入っている。例えば<u>地域づくりを担う人たちは人づくりに関連する。方針が分かれているような印象を受ける。</u></p>	<p>・御指摘を踏まえ、それぞれの方針で関連するよう、記載方法を検討します。</p>
6	森林審議会 骨子案 4(4) 方針3	<p>・「森林資源の循環利用による川上から川下に至る林業・木材産業の活性化」と「林業の成長産業化」と2種類の文言が使われているので、統一すべき。</p>	<p>・「林業の成長産業化」に統一することとします。</p>
7	森林審議会 骨子案 5 施策3 P10	<p>・ICTが林業だけにかかっているが、ICTは情報の共有に有効なものであり、川上から川中、川下をつなぐ非常に有効な手段である。<u>ICTはスマート林業だけでなく、サプライチェーンの構築にも使えるので、こうした内容を含めて記述すべき。</u></p>	<p>・御指摘のとおり、ICTを林業分野だけでなく、素材生産や木材流通加工分野での支援技術として活用するよう記載を検討します。</p>
8	森林審議会 骨子案 4(4) 方針1 P4	<p>・人工林80,000haを生産林30,000haと環境林50,000haにしていくという図であるが、<u>根拠を示す必要がある。</u></p>	<p>・根拠について整理します。</p>

## 琵琶湖森林づくり条例の改正について（答申）〔骨子案〕

### 1 はじめに

本報告は、新たに顕在化する課題への対応に向けた全体的な考え方を示したものであり、今後は、この考え方に基づき、具体的な取り組みに向け、条例改正の議論が進むことを期待している。

### 2 基本的な視点（総論）

平成 31 年 4 月に「森林経営管理法」が施行され、その財源として「森林環境譲与税」が創設された。

この法に規定される「森林経営管理制度」では、市町が主体となって適切な森林管理を図るといった新たな仕組みが規定されている。森林所有者自ら、または森林所有者が民間事業者等に経営委託し、従来の制度とあわせて放置森林の整備が進むことが期待される。

一方、近年滋賀県の森林では、激化する気象災害等を背景に、以前には事例の少なかった風倒木等の災害が発生している。戦後植栽の人工林は利用期を迎え充実しつつあり、森林の適切な管理を実施し、災害リスクの低減を図ることと同時に、資源の有効利用により林業の成長産業化を図ることが求められている。

また、農山村では過疎化・高齢化が進行し、森林所有者や林地境界が不明確になるなど、森林の適切な管理に支障を来している状況である。森林資源について、木材だけでなく森林の土地や空間も含めた複合的な利用を行い、農山村の活性化を図ることが必要となっている。

今回、条例を改正することで、喫緊に対応が必要な課題や、今後長期に渡り森林づくりに影響を及ぼす課題に対し、多方面から取組が実践され、持続的な森林経営につながっていくことが必要である。

加えて、こうした観点から、条例に定める基本理念についても、社会経済情勢の変化を踏まえ、見直しが必要であると考えます。

### 3 新たに対応が必要な課題について（各論）

#### （1）重視すべき機能や条件に応じた適切な森林づくり

##### ・現状

本県の森林資源は、人工林を中心に利用期を迎え成熟しつつあり、この資源を活用し、林業・木材産業の活性化を図るとともに、森林整備を確保していくことが求められている。

しかし、長期に渡る木材価格の下落を背景とした林業生産活動の低迷や森林所有者の関心の薄れなどにより、森林資源は十分に活用されているとは言い難い状況である。

戦後の拡大造林政策により、今では生産に適さない場所に植栽された人工林もあり、こうした人工林は皆伐すれば、近年のニホンジカ被害の激化と相まって、植生が回復せず、土壌流出や崩壊を引き起こし、水源涵養等の多面的機能が失われると同時に、琵琶湖や下流域に甚大な被害を及ぼす恐れがある。

一方で、成熟する人工林が、現在のように生産活動として伐採されず、再造林されない状況が続けば、森林の高齢化が進み、持続的な資源利用に支障を来す恐れがある。

・必要となる取組

森林の持つ機能や土地条件等を的確に判断し、林木の生長がよく、条件の良いところ（皆伐により一時的に裸地化させても機能が損なわれる恐れが少ない災害リスクの低い林分）では生産活動を促進することで、若く活力ある森林を育てていくこと、また人工林の生育に適さないところでは、針広混交林化や複層林化を図ることなどを通じ、適切な森林へ誘導していく必要がある。

加えて、伐採・再造林の促進により、林齢構成の平準化に取り組み、持続的な資源利用の場を確保することも必要である。

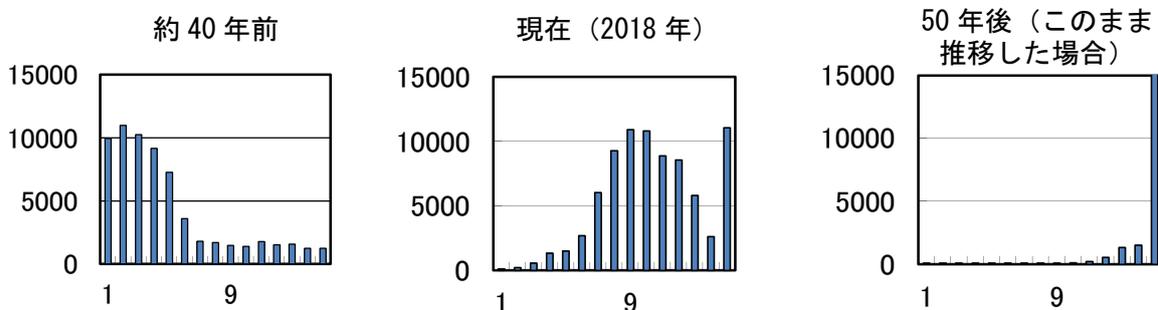
こうした取組を継続することにより、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立が図られるものとする。

なお、森林の持つ機能や土地条件を把握し、現地に合った伐り方、植栽樹種などを選択するためには、科学的な要因の分析等により、適切に判断することが必要である。

➤ 人工林の高齢化の現状

立地条件のよいところでは、高齢化することにより大径材となり価値が増す可能性があるが、生長が衰え病気や災害に弱くなる場合がある。また大径材は搬出利用や加工が困難な場合もあり、適寸で活用することが望ましいと考えられる。

人工林の齢級構成は以下のとおりであり、現在のまま推移した場合、50年後には若く生育が旺盛な林分はほとんどなくなり、持続的な資源利用に支障を来す恐れがある。



(2) 災害に強い森林づくり

・現状

近年、台風や集中豪雨といった気象災害による風倒木等の森林被害が多発している。また道路や電線など、重要なライフライン沿いで倒木が電線や通行を寸断するなど、県民生活に大きな影響を及ぼす事例が発生している。

こうした災害は人工林が放置され、高齢化し、大きく生長したと相まって発生していると考えられ、特に斜面や脆い土質などの場所で手入れ不足等により形状比が高い林分は、倒れ、折れやすく、また災害にあった際のライフライン等への破壊力も大きい。電線や道路を寸断した場合には、停電や集落

の孤立を引き起こすことから、喫緊の対策が必要である。

さらに、集中豪雨等により、土石流が溪流沿いの木を巻き込んで流下する流木災害が発生している。琵琶湖は閉鎖性水域であるため、流木が琵琶湖まで到達した場合には、外へ出ていくことはなく、漁場の破壊や水質の悪化をもたらすこととなる。

#### ・必要となる取組

近年の気象環境の変化に対応し、ライフラインを保全する樹木の管理が必要である。災害リスクを適切に判断し、対策を実施することが必要となる。

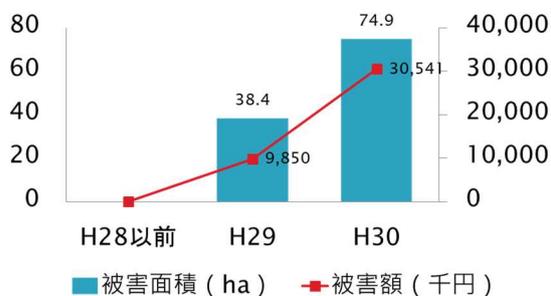
樹木の生長が悪い、手入れ不足など、保育状態が悪い場合も災害リスクが高いと判断されることから、予防的に危険木を伐採・搬出するなど、減災に資する森林整備を行うことが必要である。

流木の発生の恐れのある、溪流沿いの林分では、適切な森林整備に取り組み、流出する恐れのある危険木を溪流外に搬出するなど、減災に努めるべきである。

また、こうした対策を行うにあたっては、管理者や権利者との適切な調整や、行うべき森林整備の範囲や災害リスクの高さに応じた整備の方針などの仕組みづくりが必要であると考えられる。

#### ➤ 風倒木被害の現状

近年、台風や集中豪雨等による気象災害が頻発しており、昨年度には、事例の少なかった大規模な風倒木災害が発生している。リスクの高い林分での予防的な伐採など、これまでとは異なる視点での森林整備等の対策が求められている。



### (3) 森林・林業と農山村の活性化の促進

#### ・現状

全国的に人口減少社会が到来しているが、滋賀県でも、特に山間地域において、過疎化・高齢化が進行しており、今後の人口減少が予想されている。

森林所有者の多くはその森林が存する山間地域に居住しており、地域の人口が減少すれば、森林所有者や林地境界の不明確化が一層進行する恐れがある。結果として森林の適切な管理が行われず、多面的機能が損なわれる恐れが生じている。

同様に、森林整備等の作業を担う林業従事者も、多くが山村地域に居住しており、人口減少が進むことで、森林作業の担い手が不足することも懸念される。

#### ・必要となる取組

農山村の集落が維持されるよう、長期的な取組が必要である。一つの考え方として、森林資源や地域資源に着目し、これを有効に活用して、地域外の多くの人々との交流を生み出すこと等により、地域の活性化に取り組むことがあげられる。

なお、こうしたことを進めるためには、農山村地域を担う人づくりが必要である。それぞれの地域において、森林資源等を活用した活性化のためには、中心となって活動する人材の育成や、地域住民全体の意欲の高揚が不可欠である。

### (4) 県産材の利用の一層の促進

#### ・現状

先に述べたように、本県の人工林資源は利用期を迎え、充実しつつあり、この資源を循環利用しつつ、林業・木材産業の活性化を図る必要が生じている。

条例第17条第1項には、県産材の利用の促進として、県産材の利用の推進その他の必要な措置を講ずることが規定されており、住宅や公共建築物の建築資材として、また机、椅子、遊具などへ県産材が活用されてきたところである。

また、条例第17条2項には、県産材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずることが規定されており、特に県外の合板工場など、大規模工場を軸とし、需要先に合わせた加工・流通体制の整備が行われてきた。こうした取組により、県産材の素材生産量は大きく増加してきたが、建築需要に対応する製材の供給力については不安定な状況である。

#### ・必要となる取組

付加価値の高い建築用材を安定的に流通させていくためには、需要者（建築を行う事業者など）に信頼される体制づくりが必要不可欠である。

需要側が求める品質、納期などに対応していく必要があるが、このためには、県内の製材所や工務店など、県産材を取り巻く加工・流通の状況などの実情に対応した最適な仕組みを検討すべきである。

そしてこれらの体制を担う人材の育成も必要となる。

また、県民が県産材を使う意義について、理解を促進するツールとして、あらゆる世代を対象とした、「木育<sup>1</sup>」の実践に努めるべきである。

---

<sup>1</sup> 木育…木材や木製品とのふれあいを通じて木への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや木材利用の意義を学んでもらう教育活動

## (5) 広域的な課題への対応

### ・現状

条例第 15 条には、「県、市町等への提案その他の活動を行うことを目的とし、地域住民、森林所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成される組織の整備の促進に必要な措置を講ずる」ことが規定されている。

狭い範囲である流域単位において、地域主体で施策等の提案がなされ、地域の課題解決に役割を果たしてきたところである。

しかしながら、近年顕在化する課題には、ニホンジカ被害による森林の植生衰退に伴う土壌流出や水源涵養機能低下、崩壊の恐れや、台風や集中豪雨といった気象災害に伴う風倒木や流木が引き起こす琵琶湖の環境悪化や県民生活への影響など、影響範囲が広いものが増加している。

### ・必要となる取組

条例第 15 条では流域単位のみで、課題解決に向けた組織の整備に重点が置かれているが、新たに顕在化する課題が及ぼす影響範囲に応じ、適宜、学識経験者の意見を踏まえ、また地域住民や森林所有者等の多様な主体の意見を反映することができるよう、見直しを図るべきである。

また、こうした課題の解決のためには、市町との緊密な連携が不可欠である。森林整備等の事業の実施にあたっては、県と市町の適切な役割分担に基づき行われることで、より効果を発揮するものと考えられる。

## 琵琶湖森林づくり基本計画に示す基本施策4つの柱の考え方(案)

## 琵琶湖森林づくり条例に示す基本理念

## 第3条

森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。

2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることに鑑み、県民の主体的な参画により推進されなければならない。

3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

4 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であることに鑑み、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。

5 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性に鑑み、次代を担う青少年をはじめとする県民の森林の多面的機能についての理解を深め、森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

## 現基本計画に示す基本施策

## 【基本方針】

- 森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくり
- 県民全体で支える森林づくり

## 【基本施策】

## 1 環境に配慮した森林づくりの推進

- 水源林の適正な保全・管理
- 持続可能な森林整備
- 生物多様性の保全

## 2 県民の協働による森林づくりの推進

- 多様な主体による森林づくり
- 県民の主体的な参画

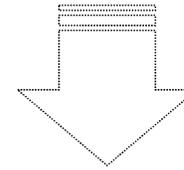
## 3 森林資源の循環利用の促進

- 林業活動の活性化
- 県産材の流通・加工体制整備
- 県産材の有効利用

## 4 次代の森林を支える人づくりの推進

- 森林所有者の意欲高揚
- 森林組合の活性化
- 森林環境学習推進

## ※第2期計画において重視する課題



頻発する台風や集中豪雨など気象災害に対応し、災害に強い森林づくりを推進

過疎化・高齢化が進む農山村地域において、地域の森林の適切な管理を図るため、地域資源を活用した活性化を促進

県産材を活用した林業の成長産業化の促進や木材利用の重要性等への理解を促す「木育」の推進

林業への新規就業者の確保や既就業者への技術指導等の人材育成の推進

## 第2期計画の基本施策(案)

## 【基本方針】

- 琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくりの推進

## 【基本施策】

## 1 森林づくり

～多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり～

## 2 地域づくり

～多様な主体との協働により進める森林・林業・山村づくり～

## 3 産業づくり

～森林資源の循環利用による林業の成長産業化～

## 4 人づくり

～豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり～

## 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）骨子（案）

### 1 はじめに

#### （1）策定の趣旨

第1期計画の成果とその評価や対応すべき課題を踏まえ、森林・林業に関する具体的な施策の方向を示す。

#### （2）計画の位置づけ

- ・琵琶湖森林づくり条例第9条に基づく法定計画
- ・滋賀県基本構想や第5次環境総合計画に基づき、他の計画と調和
- ・森林法に基づく地域森林計画と整合

#### （3）計画期間

2021年度～2030年度（10年間）

### 2 森林・林業を取り巻く現状と課題

#### （1）全国の動き

- ・自然災害の頻発
- ・森林・林業・木材産業のSDGsへの貢献
- ・森林吸収源対策としての役割の高まり
- ・森林経営管理法の施行
- ・森林環境税・森林環境譲与税の創設
- ・ICTを活用した新たな森林管理手法やスマート林業へのニーズの高まり
- ・再造林の低コスト化への取組
- ・非住宅等への木材利用の増加

#### （2）滋賀県の現状と課題

- ・利用期を迎え成熟する一方伐採が進まず高齢化が進む人工林資源
- ・頻発する台風や集中豪雨などの気象災害による風倒木等被害の増加
- ・農山村地域における過疎化・高齢化の進行、適切な管理が行われない森林の増加
- ・川上から川下までを通じた県産材利用の一層の促進
- ・第72回全国植樹祭を機に県民一丸となって琵琶湖の水源林を守り育てる取組の推進
- ・市町が中心となる新たな森林経営管理制度の推進
- ・林業の成長産業化や森林の適切な経営管理に不可欠な林業従事者の確保、人材育成の推進

### 3 琵琶湖森林づくり基本計画（第1期）の取組総括

#### （1）これまでの取組

- ・現基本計画の取組の成果と課題（目標達成度による評価）
- ・琵琶湖森林づくり事業の実績（概要）

## 4 基本計画が目指す森林づくりの方向

### (1) 琵琶湖森林づくり条例に規定する基本理念

(基本理念)

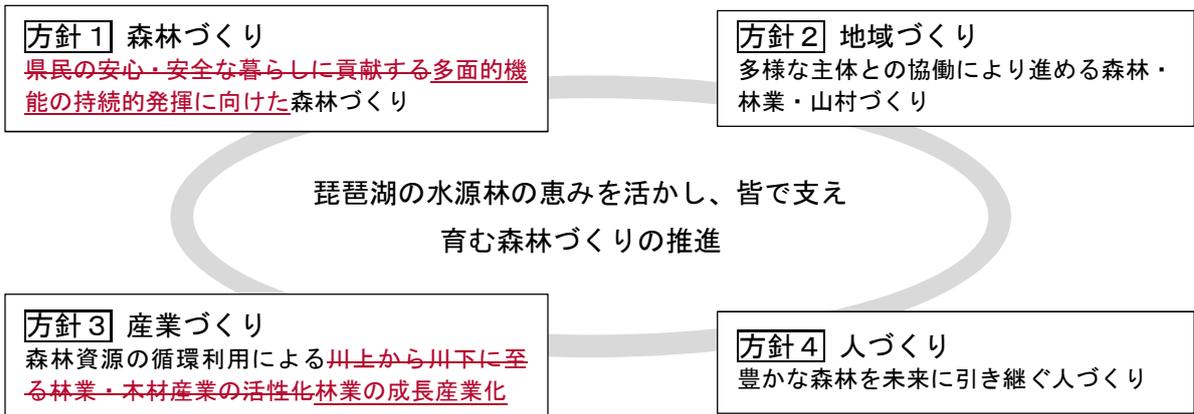
- 第3条 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。
- 2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることに鑑み、県民の主体的な参画により推進されなければならない。
- 3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。
- 4 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であることに鑑み、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。
- 5 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性に鑑み、次代を担う青少年をはじめとする県民の森林の多面的機能についての理解を深め、森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

### (2) 基本方向

琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進（第1期と同じ）

### (3-2) 基本方針

琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくりの推進  
この方向に基づき、次の4つの方針を定める



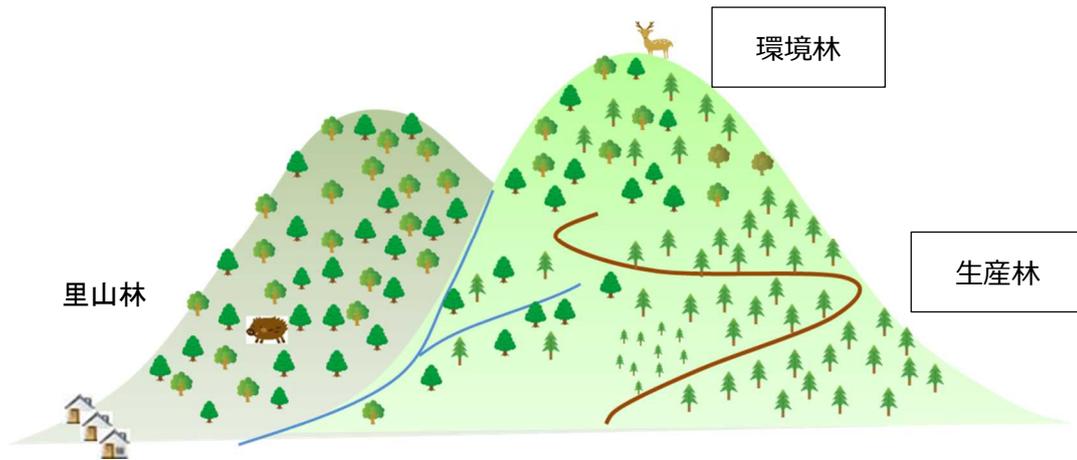
(4) 基本方針に基づく施策の考え方

**方針1** 森林づくり ～県民の安全・安心な暮らしに貢献する多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり～

琵琶湖の水を育む水源かん養等の公益的機能を持続的に発揮させ、また災害に強い森林づくりを推進し県民の安心・安全につなげる。

①目指す森林の姿

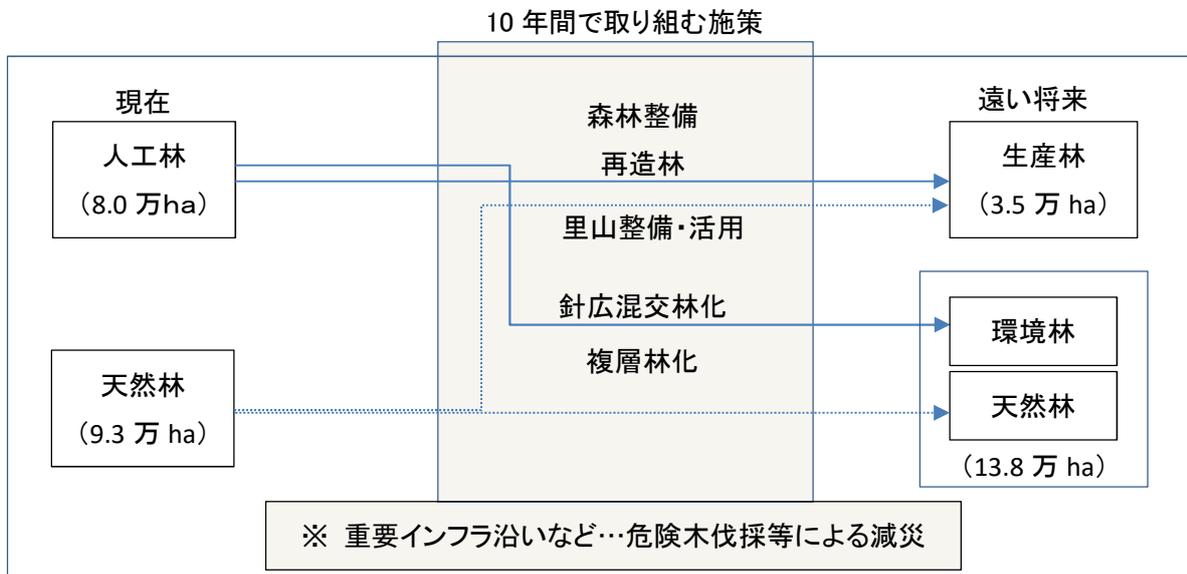
森林の状況や機能に着目し、重視すべき機能に応じた最適な整備を行うことにより、多面的機能の持続的発揮を図る。



②各区分のイメージ

名称	イメージ	備考
生産林	<u>安定した土質、災害リスクの低い立地条件のよいところ</u> <u>生長がよく、適切に保育管理された林分 等</u> 木材生産機能を重視、林業生産活動を推進	<u>資源の循環利用を促進する森林</u>
環境林	<u>崩れやすい土質、人家など保全対象に近いなど、災害リスクが高いところ</u> <u>適地適木となっておらず、保育状態が悪い林分 等</u> 公益的機能を重視、針広混交林や複層林等へ誘導	<u>手間をかけなくても自然のサイクルで維持される森林</u>

### ③将来を見据えた誘導の考え方



全体として、災害に強い森林づくりを目指す

#### ※ 誘導の考え方について

琵琶湖の水源林においては、収穫期を迎える人工林が多くなる中、木材資源を利用すること、公益的機能の維持を両立させていくことが重要な課題となっている。

このためには地形、土質、土壌などの条件から、公益的機能への影響を判断し、施業を行う必要がある。

今回、考え方の目安として、「滋賀県森林の水源涵養機能の評価<sup>1</sup>」に示された「林業をどこで行うのがよいか」「どこで重点的に保全すべきか」についての評価を参考に、「生産林」と「環境林」の遠い将来における姿を示すこととした。

なお、ここに示す数値は、一つの目安であり、実際のゾーニングにおいては、災害リスクや所有者の意向などを踏まえた詳細な検討が必要である。

#### ○目標指標

- ・ 10年間の森林整備面積
- ・ 10年間の再造林面積

<sup>1</sup> 滋賀県森林の水源涵養機能の評価（小島ら）[水利科学 No.361 2018]

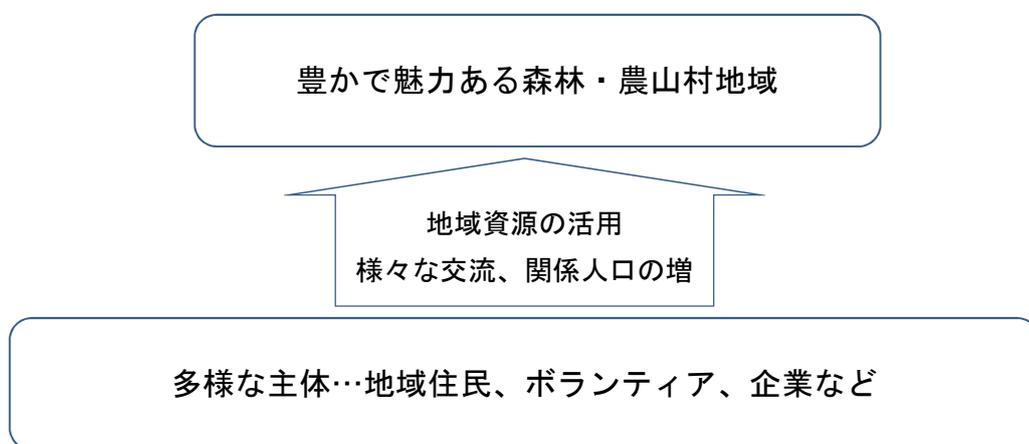
**方針2** 地域づくり ～多様な主体との協働により進める森林・林業・山村づくり～

森林づくりへの県民の理解と積極的な参加を促し、森林づくりと山村の活性化を一体的に推進する。

**①目指す地域の姿**

現在、農山村地域では、過疎化・高齢化により地域の森林の適切な管理が困難となっています。こうした地域が今後も持続的に森林を支えていくには、森林を活用しながら地域を維持していくための様々な基盤づくり・環境づくりが必要である。

様々な森林資源や地域資源に着目し、これを有効に活用して、地域外の多くの人々との交流を生み出すことで、地域の活性化を図る。



○目標指標

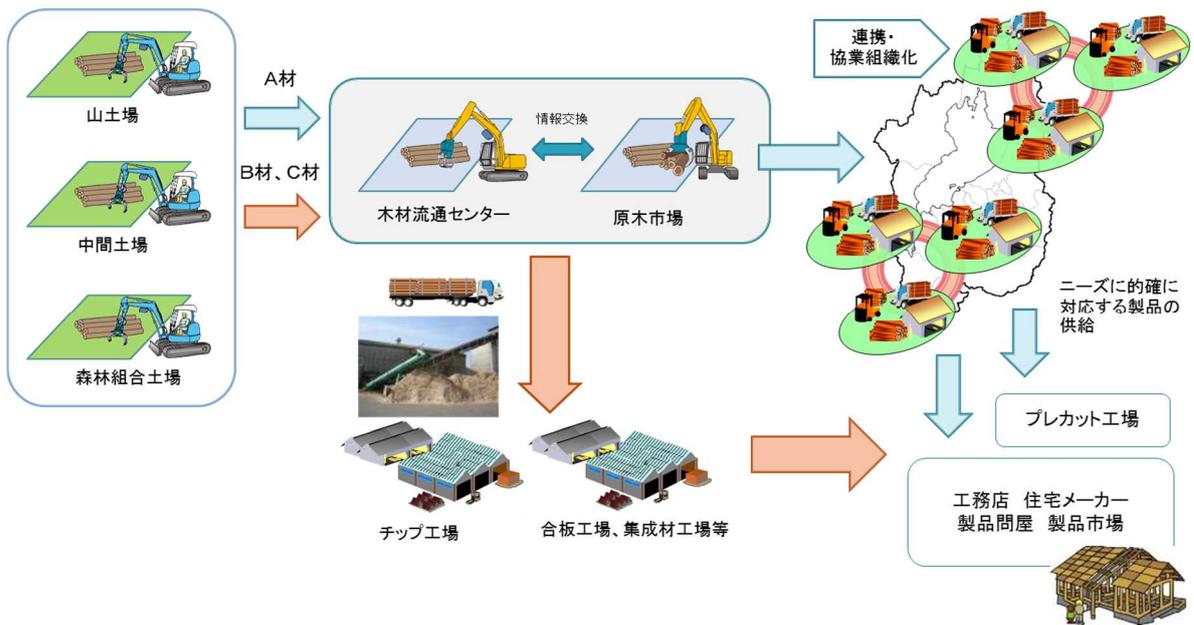
- ・森林づくり活動の参加団体数
- ・地域資源の活用に取り組む森林・山村地域の数

**方針3 産業づくり ～森林資源の循環利用による林業の成長産業化～**

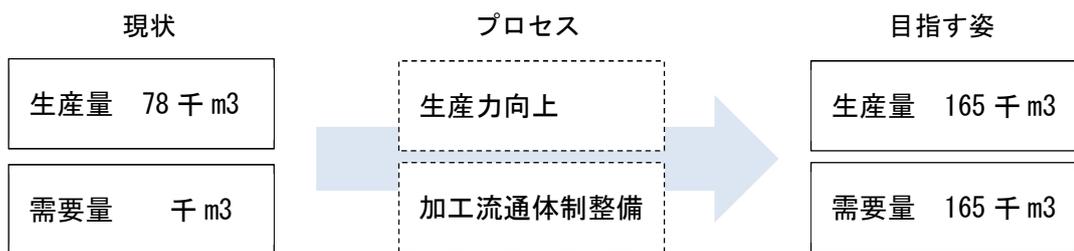
森林資源の循環利用を促進することにより、川上から川下に至る林業・木材産業の活性化を図る。

**①目指す林業・木材産業の姿**

- ・持続可能な森林経営の確立
- ・県産材の加工・流通体制の整備
- ・様々な用途で需要を創出し、県産材の活用を促進



**②将来を見据えた誘導の考え方**



○目標指標

- ・10年後の素材生産量
- ・10年後の県産材需要量

#### 方針4 人づくり ～豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり～

森林づくりの担い手の確保・育成を図るとともに、次代を担う子どもたちへの森林環境学習や木育を推進する。

##### ①目指す人づくりの姿

###### 【森林・林業の担い手の確保・育成】

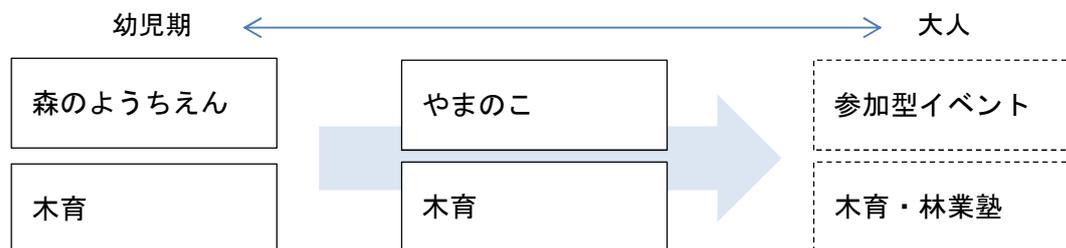
「滋賀もりづくりアカデミー」を中心的な人材育成機関とし、既存就業者の能力向上、新規就業者の人材育成、また森林経営管理制度に対応する市町職員の人材育成を行う。

###### 【森林環境学習】

「やまのこ」をはじめとする体験型の森林環境学習を継続、着実に推進し、森林づくりへの関心や理解を深める。

###### 【木育】

あらゆる世代へ木育を推進し、森林の重要性や県産材を使うことの意義への理解を広める。



##### ○目標指標

- ・「滋賀もりづくりアカデミー」で学ぶ林業就業者数
- ・「木育」を実践する取組数

## 5 施策

### 【施策の概要】

	基本方針	具体的な施策展開
目指す姿	<b>方針 1</b> <u>県民の安心・安全な暮らしに貢献する多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり</u>	<b>施策 1</b> <u>(1) 森林の多面的機能の高度発揮</u> <u>(2) 災害に強い森林づくりの推進</u> <u>(3) 生物多様性の保全</u>
	<b>方針 2</b> 多様な主体との協働により進める森林・林業・山村づくり	<b>施策 2</b> <u>(1) 多様な主体による森林づくりの推進</u> <u>(2) 森林の整備・林業の振興と山村の活性化の一体的な推進</u>
	<b>方針 3</b> 森林資源の循環利用による林業の成長産業化	<b>施策 3</b> <u>(1) 活力ある林業生産の推進</u> <u>(2) 県産材の加工・流通体制の整備</u> <u>(3) あらゆる用途への県産材の活用</u> <u>(4) ICT技術等を活用した林業・木材産業の競争力強化</u>
	<b>方針 4</b> 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり	<b>施策 4</b> <u>(1) 林業の担い手の確保・育成</u> <u>(2) 次代の森林づくりを担う人々への理解の醸成</u>

#### **施策 1** 県民の安心・安全な暮らしに貢献する多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

##### (1) 森林の多面的機能の高度発揮

- ・ 公益的機能を重視した森林づくり
- ・ 持続可能な森林づくり
- ・ 市町と連携する森林経営管理制度の円滑な推進

##### (2) 適切な森林整備や危険木の伐採等による災害リスクの低減災害に強い森林づくりの推進

- ・ 県民生活の安心・安全に配慮した森林づくり
- ・ 琵琶湖の水源林の適切な保全・管理
- ・ 森林病虫獣害の防止

##### (3) 生物多様性の保全

- ・ 生物多様性が保全された豊かな森林づくり

○成果指標

**施策2** 多様な主体との協働により進める森林・林業・山村づくり

(1) 多様な主体による森林づくりの推進

- ・ 多様な主体による森林づくり
- ・ 県民の主体的な参画の促進

(2) 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進

- ・ 森林や地域資源を活用した農山村の活性化…山村地域の収入増
- ・ 地域を担う人づくりの推進
- ・ 森林文化の振興

○成果指標

**施策3** 森林資源の循環利用による林業の成長産業化

(1) 集約化施策、効率的な森林施策、ICTを活用したスマート林業の推進 活力ある林業生産の推進

- ・ 市町と連携した森林所有者や林地境界の明確化
- ・ 施策集約化、森林経営計画の作成促進
- ・ 路網整備や機械化による生産性向上

(2) 多様で競争力のある 県産材の加工・流通体制の整備

- ・ 県産材の需給情報の共有を推進し、地域の実情に応じた安定的な供給体制を構築
- ・ ニーズに対応した製品の安定供給や加工体制の整備
- ・ 県産材の加工、流通を担う人材の育成

(3) あらゆる用途への県産材の活用

- ・ 県産材の魅力の発信
- ・ 住宅や公共施設における県産材の活用
- ・ 民間施設における県産材の活用
- ・ 県産材の新規需要開拓の推進

#### (4) ICT技術等を活用した林業・木材産業の競争力強化

- ・精度の高い森林資源情報、地形情報等の把握
- ・原木の生産・流通におけるICTの活用
- ・ICTを活用した県産材のサプライチェーンの構築

○成果指標

#### **施策4** 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくりの推進

##### (1) 林業の担い手の確保・育成

- ・若年層の就業意欲の喚起、新規就業者の確保
- ・林業就業者の技能習得の支援
- ・林業事業体の育成と経営力の向上

##### (2) 次代の森林づくりを担う人々への理解の醸成

- ・あらゆる世代への森林環境教育、木育の推進
- ・森林所有者の理解、意欲の高揚

○成果指標

## 6 推進体制

- (1) 財源の確保
- (2) 進行管理と点検評価
- (3) 実施状況の公表

## 7 資料編

## 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）において琵琶湖森林づくり県民税を充当する施策の標準的な事業費の試算について（案）

### 1 基本計画の目指す方向

#### （1）基本方向

琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

#### （2）基本方針

琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくりの推進

##### ①森林づくり ～多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり～

重視する機能に応じた森林づくりへの誘導（木材生産機能重視、公益的機能重視）  
災害に強い森林づくりの推進

##### ②地域づくり ～多様な主体との協働により進める森林・林業・山村づくり～

県民協働による森林づくり、森林づくりの基盤となる農山村の活性化

##### ③産業づくり ～森林資源の循環利用による林業の成長産業化～

素材生産の強化、県内木材需要への貢献、林業産出額の向上

##### ④人づくり ～豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり～

森林・林業の担い手育成、あらゆる世代や地域への森林環境育・木育の推進

### 2 計画期間終期（10年後）に目指す状態

※ 目指す4つの方針別に整理

#### （1）森林づくり

##### ①多面的機能を高度に発揮させる森林整備

- ・森林のもつ機能や立地条件などに応じた最適な森林づくりが実践されている。
- ・多様な動植物が生息・生育する環境に配慮した豊かな森林づくりが図られている。

##### ②森林環境保全のための調査研究

- ・少花粉スギ・ヒノキの種子生産について継続的な研究がなされ、安定供給体制が確立しつつある。
- ・環境に配慮した森林づくりに寄与する研究が実践されている。

##### ③真に守るべき水源林の保全

- ・集落の森林への関わりが強まり、違法な開発や盗伐の早期発見、災害復旧の早期対応、木材資源の利活用、財産の保全などが行われ、森林が適切に保全されている。

##### ④二ホンジカ対策

- ・琵琶湖の水源として重要な奥山の森林では、シカの捕獲が進み生息数が管理され、衰退した下層植生が回復しつつある。
- ・防護柵の設置、維持管理のノウハウが共有されている。
- ・狩猟・捕獲の場面多様化などによる関係人口が増加している。

##### ⑤巨樹・巨木等多様な森林生態系の保全

- ・巨樹・巨木の森をはじめとする多様な森林生態系の保全が図られている。

## ⑥次世代の森林づくり

- ・森林の立地条件のよいところでは、伐採・再造林が促進され、若く活力ある森林が育成されている。
- ・再造林の増加に対応した、県産苗木（コンテナ苗）の生産供給体制が確立しつつある。

## ⑧県民の安心・安全な暮らしに貢献する森林づくり

- ・人家近くや県民生活に重要なライフライン沿いなどで、危険木の除去と併せた森林整備や更新が実施され、災害に強い森林づくりが推進されている。
- ・里山が適切に手入れされ、防災・獣害防止機能が高まっている

## (2) 地域づくり

### ⑨県民協働による森林づくり

- ・行政と県民をつなげる中間支援組織が、森林づくり活動に対し、きめ細かな支援を行い、県民の森林づくりへの理解や参加が図られている。
- ・県民や企業など多様な主体による森林づくりへの参画が図られている。

### ⑩森林づくりの基盤となる農山村の活性化

- ・都市と農山村における多様な主体による取組により、森林づくりの基盤となる農山村の維持・活性化に向けた取組が県内全域で展開されている。

## (3) 産業づくり

### ⑦間伐材の搬出・利用

- ・現場の状況に対応した路網整備や高性能林業機械による機械化が促進され、効率的な間伐材搬出が実践されている。
- ・間伐材は需要に応じて適切に仕分けされ、合理的な流通が図られている。

### ⑪びわ湖材利用の促進

- ・県産材の多くでびわ湖材の認証増加がなされ、住宅や公共施設、民間の非住宅などで活用され、木材の地産地消が促進されている。
- ・県内の製材所が連携・協力して建築需要等に対応し、多くの A 材が県内で加工されている。
- ・製材工場において、JAS 認定の取得が進みつつある。

## (4) 人づくり

### ⑫森林づくりを支える森林所有者の意欲の高揚

- ・森林組合の合併が進み経営界明基盤が安定し、効率的・効果的な森林経営を実現している。
- ・森林所有者の森林づくりへの理解が進み、安定的な森林整備につながっている。

### ⑬次代を担う人づくりの推進

- ・すべての小学4年生を対象に「やまのこ」が、継続して実施されている。
- ・様々な世代を対象に、様々な地域で森林環境学習や「木育」活動が実践され、森林づくりや県産材利用の重要性への理解が進みつつある。

### 3 県民税を充当する標準的な事業費の試算について

※ 単年度で必要な事業（単位：千円）、琵琶湖森林づくり事業の構成別に整理。

#### (1) 環境を重視した森林づくり

事業名(仮)	事業概要	実施主体	主な事業目標量	事業費	県民税
①多面的機能を発揮させる森林整備					
1 農地漁場水源確保森林整備事業	特定地域の除間伐への支援	森林組合等	200ha/年	309,000	134,000
2 環境林整備事業(奥山タイプ)	奥山の未整備森林の針広混交林化	森林組合等	100ha/年	30,000	30,000
				339,000	164,000

#### ②森林環境保全のための調査研究

1 調査研究事業	少花粉スギ、ヒノキの開発等	県	継続調査	10,000	10,000
2 調査研究事業(研究機関)	水源かん養機能等のための調査研究	県	〃	10,000	10,000
				20,000	20,000

#### ③真に守るべき水源林の保全

1 下層植生回復モデル事業	米原市霊仙山において、多様多層な下層植生の回復を図り土壌流出を抑えるために、モデル的に広域的な獣害防護柵を設置、点検・維持管理を行う。	県	下層植生回復の手法開発調査	R2: 20,900 R3~ 5,000	R2: 20,900 R3~ 5,000
1 集落ぐるみの森林保全	市町と連携し、集落会議において真に守るべき森林等の検討を行い、集落が主体となり森林を保全する機運の醸成、合意形成を図り、必要に応じて保安林に指定する。	県	集落ぐるみの森林保全に取り組む集落数:5集落/年	1,000	1,000
2 水源林保全巡視員の配置	既存の水源林保全巡視員に加え、新たに森林保全課に指導員を配置し、巡視員と連携して巡視の強化を図る。	県	6人/年 (882日・人/年)	13,000	13,000
				19,000	19,000

#### ④ニホンジカ捕獲対策

1 ニホンジカ特別対策事業	市町による捕獲	市町	鳥獣保護管理計画に基づく捕獲の推進	110,000	110,000
2 シカ狩猟奨励事業	遊猟に対する助成	団体 市町		10,000	10,000
3 指定管理鳥獣捕獲等事業	県による高標高地での捕獲	県		20,000	10,000
4 ニホンジカ広域管理捕獲実施事業	県による高標高地での捕獲	県		90,000	
				230,000	130,000

⑤巨樹・巨木等多様な森林生態系の保全・活用

1 (仮)巨樹・巨木の森保全活用事業	巨樹・巨木の保全・活用に必要な経費に対して支援を行う。	県・市町	巨樹・巨木の保全新規協定本数 10本/年	3,000	3,000
2 (仮)琵琶湖水源の森保全活用事業	長浜市木之本町金居原地区をモデルとして、水源林の保全・活用を図るため環境整備、エコツアー等の企画実施を行う。	県	エコツアーの実施回数 6回/年	6,500	6,500
				9,500	9,500

⑥次世代の森林づくり

1 次世代の森推進事業	主伐と低コスト造林の促進	森林組合等	モデル的に実施する主伐と低コスト造林 10ha/年	20,000	20,000
2 次世代森林育成対策事業	再造林、獣害防止施設の設置への支援	森林組合等	50ha/年	6,000	6,000
				26,000	26,000

⑦間伐材の搬出・利用

1 地球温暖化防止対策県産材供給支援	適切な仕分け・寸検・保管等に対する助成	森林組合等	5万 m <sup>3</sup> /年	50,000	50,000
2 間伐材搬出対策(機械化促進)	林業機械のレンタルに対する助成	森林組合等	10 組合/年	10,000	10,000
3 間伐材搬出対策(路網整備)	間伐材の搬出利用支援(搬出道)	森林組合等	2千 m/年	20,000	20,000
				80,000	80,000

⑧県民の安心・安全な暮らしに貢献する森林づくり

1 ライフライン等保全対策事業	集落や主要なライフライン(道路、線路、電線等)に接する森林において、倒木の恐れのある危険木及び枯損木を伐採する。	市町	主要地方道沿いの山地災害危険地区付近の危険木の除去を一巡	25,000	25,000
2 道路倒木防止対策事業	県管理道路沿線の危険木伐採	県		25,000	25,000
3 環境林整備事業(防災タイプ)	重要インフラ沿いの森林整備	森林組合等	50ha/年の森林整備、危険木除去	18,000	18,000
4 環境林整備事業(復旧タイプ)	風倒木の伐採整理	森林組合等		18,000	18,000
5 里山リニューアル事業 里山防災・緩衝帯整備	市町が実施する地域の里山の環境整備に対する助成	市町		25,000	25,000
				111,000	111,000

(1)環境に配慮した森林づくり小計				807,500	559,500
-------------------	--	--	--	---------	---------

(2) 県民協働による森林づくり

事業名(仮)	事業概要	実施主体	主な事業目標量	事業費	県民税
⑨県民協働による森づくりの推進					
1 森林づくりの啓発ほか		県		18,000	18,000
2 地域森林マッチング事業	県民全体に森林に関わってもら ため、県民に寄り添いよりきめ細 かな支援を行うため地域森林マッ チングセンターを設置	県	4地域/年	12,000	12,000
3 森林・山村多面的機能発揮対 策		団体	20 団体/年	2,500	2,500
				32,500	32,500

⑩森林山村活性化の取組

1 「やまの健康」実践支援事業	「やまの健康」モデルの横展開、お よび、(森林づくりと)農山村活性化 の取組を支援(補助)	集落・団 体	5地区	10,000	10,000
2 森の恵み活用促進事業		集落・団 体	10 地区/年	7,500	7,500
				17,500	17,500

⑪びわ湖材利用の促進

1 びわ湖材産地証明事業	産地証明制度の運営、啓発	協議会	素材生産量 R7:165,000m3	4,000	4,000
2 びわ湖材製品流通体制強化	びわ湖材製品のコーディネートな どによる流通促進	協議会		8,000	8,000
3 JAS 製品流通体制強化		製材所		1,000	1,000
4 木の香る淡海の家推進事業	住宅の新築、改修、外構の支援	協議会	民間住宅 180 戸/年 非住宅(製品導入含) 30 施設/年	70,000	70,000
5 公共建築物利用促進	モデル的な公共建築物のびわ湖 材利用促進	市町		20,000	20,000
6 民間建築物利用促進	民間施設におけるびわ湖材利用 促進	法人等		62,000	62,000
7 びわ湖材魅力発信事業	展示会出展、情報発信	県		3,000	3,000
8 森の資源研究開発事業	県産材の製品開発、商品化	団体	3件/年	5,000	5,000
9 未利用材利活用促進事業	木質バイオマス利用促進	森林組 合等	4,000m3/年	4,000	4,000
				177,000	177,000

⑫森林づくりを支える森林所有者の意欲の高揚

1 森林組合経営管理支援事業	地域の森林づくりを支える森林所 有者育成のための取組に助成	森林組 合等	所有者数 100 人/年	5,000	5,000
				5,000	5,000

⑬次代を担う人づくりの推進

1	幼児森林体験活動支援事業	幼児を対象とした森林体験活動を支援する。	幼稚園、保育所、団体	6地域/年で実践	9,000	9,000
2	幼児森林体験活動指導者研修事業	幼児を対象とした森林体験活動の指導者を養成する。	県		500	500
3	森林環境学習「やまのこ」事業		県、市町	全小学校を対象	130,000	130,000
4	木育推進事業	木育普及啓発、人材育成	県、市町	全市町での取組を支援	3,000	3,000
					142,500	142,500
(2) 県民協働による森林づくり小計					374,500	374,500
合計					1,182,000	934,000

## 森林・林業施策の体系(2021年度～)

※ H30当初予算をベースに作成

治山事業および林業・木材産業振興施策  
(既存施策)

(58.6億円)

+

環境重視と県民協働の施策  
(琵琶湖森林づくり県民税)

(6.7億円)

+

森林経営管理法に基づく施策  
(森林環境譲与税)

0.4億円

## 治山事業および林業・木材産業振興施策

【既存の財源】

森林所有者による木材生産を軸とした森林づくり  
山地災害対策、林産物生産振興等

## 国の補助制度による森林・林業施策

森林整備事業(造林事業) (8.5億円)

- ・木材生産のための適切な保育の推進
- ・森林病害虫獣の防止対策

森林・林業の基盤整備事業 (16.6億円)

- ・治山事業の推進  
山地災害対策による県土の保全  
保安林の森林整備
- ・林道等の路網整備

林産物生産振興対策 (2.4億円)

- ・木材利用、特用林産物の振興
- ・林業・木材産業高度化対策

その他 (0.6億円)

- ・森林組合等担い手の確保・育成対策※1
- ・森林林業技術の普及啓発、試験研究の推進
- ・森林計画の推進
- ・森林整備地域活動支援※2

## 県の単独による森林・林業施策

森林整備 (0.6億円)

- ・県営(有)林整備・管理

治山事業 (0.8億円)

- ・治山施設維持補修、小規模山地災害対策

林道事業 (0.1億円)

- ・林道の維持補修

その他 (29.0億円)

- ・近江富士花緑公園などの施設維持管理
- ・災害復旧
- ・湖国のみどりづくりの推進
- ・造林公社運営費

※1 財源の一部に「森林整備担い手対策基金」を充当

※2 県費の財源は「森林整備地域活動支援基金」を充当

## 環境重視と県民協働による施策

【琵琶湖森林づくり県民税】(6.7億円)

琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

## 環境重視による森林づくり

①多面的機能を高度に発揮させる森林整備

- ・奥地水源林の公益的機能発揮を目的に行う針広混交林化等

②森林環境保全のための調査研究

③真に守るべき水源林の保全

④ニホンジカ捕獲対策、⑤生態系保全

⑥次世代の森林づくり

⑦間伐材搬出・利用

⑧県民の安心・安全な暮らしを確保する森林づくり

- ・ライフライン等保全対策、風倒木等の伐採処理

## 県民協働による森林づくり

⑨県民協働による森林づくりの推進

⑩農山村活性化の取組

- ・森の恵みの活用

⑪びわ湖材利用促進

- ・びわ湖材利用促進

⑫⑬次代を担う人づくりの推進

- ・森林環境学習「やまのこ」、「木育」、「森のようちえん」の推進

※ 事業費は9.5億円程度(県民税7.7億円、国費1.8億円)

## 森林経営管理法に基づく施策

【森林環境譲与税】(0.4億円)

森林の境界明確化等の推進

- ・市町が行う森林所有者への意向調査や境界明確化等を支援

森林・林業人材育成

- ・市町が行う森林整備を実行する事業者の人材育成